

UC リボカード特約

第1条 (リボルビング払い専用カード)

トマトカード株式会社(以下「当社」と称します。)は、当社が発行するクレジットカードのうち、当社が指定するクレジットカード(以下「カード」と称します。)の会員が、UC トマトカード会員規約(以下「会員規約」と称します。)及び本特約を承認のうえ、所定の方法で申し込み、当社が適当と認めた場合、カードをリボルビング払い専用カード(以下「リボカード」と称します。)とすることができるものとします。あるいはカードに追加してリボカードを発行し貸与いたします。前者をリボカード専用型、後者をリボカード追加型と称します。

第2条 (利用代金の支払い)

リボカードのご利用代金の支払区分は、会員規約第23条に定めるリボルビング払いを指定したものとします。但し、指定外の加盟店又は、その他当社が指定したものにリボカードを利用した場合、1回払いとなることがあります。また、会員がリボカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払いを指定した場合、そのご利用代金の支払区分は会員が指定したところによるものとします。

第3条 (リボカード追加型)

1. リボカード追加型のリボルビング払いの利用可能枠は、当社が審査し決定した額までとし、カードのリボルビング利用額と合算した額までとします。
2. 会員は、リボカード追加型による利用料金等の債務がカードによる利用料金等の債務と合わせて取り扱われることを予め承諾するものとします。
3. リボカード追加型によっては、会員規約のキャッシング(リボ)については利用できないものとします。
4. 会員は、当社に対し会員規約第3条に定める年会費とは別にリボカード追加型について所定の年会費を支払うものとします。但し、リボカード追加型の年会費は、当社が別途定めて通知するまで無料とします。なお、すでにお支払い済の年会費は、理由の如何を問わず返却いたしません。

第4条 (リボカード専用型)

会員は、当社の指定する加盟店において、リボカード専用型によりカードと同様の方法で商品の購入、サービスの提供等を受けることができます。但し、リボカード専用型によっては1回払いの指定はできないものとします。

第5条 (リボカードの所有権等)

リボカードの所有権・有効期限・更新・解約は、会員規約の各該当条項を準用することとします。

第6条 (会員規約の適用)

本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。